## 令和元年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果の概要

令和元年度食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100トン以上の事業者)の定期報告の取りまとめ結果は以下のとおりとなった。

## 1 食品廃棄物等の発生量

食品廃棄物等多量発生事業者による食品廃棄物等の年間発生量は、15,105 千トンとなり、前年度に比べ0.9%の増加となった。

これを業種別にみると、食品製造業は13,597千トン(前年度比1.8%増)、 食品卸売業は104千トン(同13.9%減)、食品小売業は879千トン(同3.2%減)、 外食産業は525千トン(同11.2%減)となった。

		(単位:十トン)	
業種	令和元年度	(参考)平成30年度	対前年度増減率
食品産業計	15, 105	14, 978	+0.9%
食品製造業	13, 597	13, 357	+1.8%
食品卸売業	104	121	-13.9%
食品小売業	879	908	-3. 2%
外食産業	525	592	-11. 2%

(単位: チトン)

# 2 食品循環資源の再生利用等実施率

食品廃棄物等多量発生事業者による食品循環資源の再生利用等実施率は、 食品産業全体では92%で、業種別にみると、食品製造業は97%、食品卸売業 は66%、食品小売業は57%、外食産業は43%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、令和6年度までに食品製造業で95%、食品卸売業で75%、食品小売業で60%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	令和元年度	(参考)平成 30 年度	目標値
食品産業計	92%	91%	1
食品製造業	97%	96%	95%
食品卸売業	66%	64%	75%
食品小売業	57%	57%	60%
外食産業	43%	42%	50%

# 3 公表に同意いただいた事業者数

令和元年度の定期報告において、報告内容※を国が公表することに同意いた だいた事業者数は 2,457 件 (報告数の 80%) であった。

これを業種別にみると、食品製造業は 2,407 件(事業者数の 81%)、食品卸売業は 159 件(同 80%)、食品小売業は 412 件(同 79%)、外食産業は 474 件(同 72%)となった。

(単位:件)

業種	同意数	報告数 (事業者数)	同意いただいた
	Α	В	割合 (A/B)
食品産業計	2, 457	3, 075	80%
食品製造業	2, 407	2, 967	81%
食品卸売業	159	198	80%
食品小売業	412	521	79%
外食産業	474	657	72%

(注)

複数の業種に該当する事業者があるため、食品産業計と業種別の合計は一致しない。

※公表の対象となるのは、定期報告の内容のうち、「事業者名」、「発生原単位」、「当年度の再生利用等の実施率」、「判断の基準となるべき事項の遵守状況」及び「食品循環資源の再生利用等の促進のための先進的な取組の内容」。

# ■ 令和元年度食品リサイクル法に基づく定期報告の取りまとめ結果

### 1 食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

令和元年度の食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告を集計した結果、食品廃棄物等多量発生事業者(年間発生量100 t 以上の事業者)からの食品廃棄物等の年間発生量は、15,105千 t となった。

その内訳は、再生利用の実施量が11,441千 t (76%) と最も多く、次いで減量した量が1,797千 t (12%)、廃棄物としての処分量が1,164千 t (8%)、熱回収が444千 t (3%)、再生利用以外が259千 t (2%)の順となっている。

再生利用等実施率については、令和元年に公表した基本方針において、令和6年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%を達成するよう目標を設定している。 令和元年度は、食品製造業のみ目標に達しているが、目標に達していない食品卸売業、食品小売業、外食産業も含め、食品産業全体で目標の達成に向けた継続的な取組を進める必要。

## 年度 令和元年度(定期報告)

※各項目の上段()内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量の合計に占める割合である。

		の上段())							
区 分	合 計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	用以外	廃棄物 としての 処分量	発生抑制 の実施量 (※)	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値
	千 t (100)	千 t (76)	千 t (3)	千 t (12)	千 t (2)	千 t (8)	千t	%	Ć
:品産業計	15,105			` '			3,429	92	
食品製造業	(100)	(80)	(3)	(13)	(2)	(2)			7
	13,597	· · · · ·		1,778	248	233	2,933 29		<u> </u>
部分肉・冷凍肉製造業	157 112	140 105		0	ວ	12 5	29 20		
肉加工品製造業   牛乳・乳製品製造業	95		•	U 1	2 8	6	20 55		
十孔・孔袋四袋垣来     その他の畜産食料品製造業	95 666		U	41	o	7	157	91 98	
	37	37		0		0	7	100	
	3	3		<u>_</u>		0	0		
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	7	7		0		0	2	100	
	, 16	, 12	0	0 0	1		ત્ર	84	
	57	42		Ö	9	2 6	165		
	89			1	23	2	31	79	
その他の水産食料品製造業	194			78	4	2 2	20		
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存 食料品製造業(野菜漬物を除く。)				1	0	4	36		
「良付田袋塩素(お来)負物では、。/   野菜漬物製造業	40	26		11		3	40	97	
	81	72 72	0	0	7	3 2	12		
味そ製造業		2		0		1	2	69	
ソース製造業	4 10	7	0	Ö	0	2	3	79	
	4	4			0	2 0	1	91	
その他の調味料製造業	84	64	2	5	2	12	111	93	
甘しゃ糖製造業	451	141	309		1		7	96	
てん菜糖製造業	1,492	593		899			117	100	
砂糖精製業	29	24			4	0	11	89	
ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造 業	433			196	1	1	23	100	
精米·精麦業	154	141			9	4	40	93	
小麦粉製造業	1,403	1,385	9		17	1	36		
その他の精穀・製粉業	18			0	0	0	2	96	
パン製造業	236	229	3 3	0 3	1	4	21	98	
菓子製造業	168		3	3	3	18	93	92	
動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	3,289	3,258	0	4	19	7	184	99	
食用油脂加工業	408	398	2	3 77	3	2	116	99	
でん粉製造業	631	511		77	41	2 3	22	93	
麺類製造業	78	72	0	0	2	3	8	94	
豆腐∙油揚製造業	291	201		63	16	11	674	97	
あん類製造業	2	1	0		0	1	1	57	
冷凍調理食品製造業	86	78		0	1	6	28		
そう菜製造業	120			11	0	14	27	90	
すし・弁当・調理パン製造業	139	126	1	2	0	10	29	94	
┃ ┃レトルト食品製造業	7	5		1	0	1	3		
他に分類されない食料品製造業	391	286	3	66	4	31	168	94	

	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		<b></b>	<b></b>	<b></b>	<b>.</b>		<b>*</b>	p., <b>p</b> .,
清涼飲料製造業(茶、コーヒー、 果汁など残さが出るものに限る。)	612	476		74	45	17	224	93	
清涼飲料製造業(その他)	20	19		1	0	1	54	99	
果実酒製造業	2 464	2			0	0	0	96	
ビール類製造業	464	391		72	1	1	63	100	
清酒製造業	32	6		17	0	9		75	
						12	5 199	75	
単式蒸留焼酎製造業	612	556		38	6	12	199	98	
蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸 留焼酎製造業を除く。)	154	54	41	48	1	9	59	94	
製茶業	4	2 11	2 73		0		0		
コーヒー製造業	151						27	96	ل
食品卸売業	(100) 104	(49) 51	(2)	(6) 7	(6)	(36)	26	66	75
米麦卸売業・雑穀卸売業	11	6			4	0	2	61	
野菜卸売業・果実卸売業	33	11		7	0	15	2 2 2	57	
生鮮魚介卸売業	6	6			···········	.0	2	98	
								90	
食肉卸売業	6	4	0		0	2	4	79	
その他の農畜産物・水産物卸 売業	3	2				1	1	72	
食料・飲料卸売業(飲料を中 心とするものに限る。)	27	14	0		0	13	11	66	
食料・飲料卸売業(飲料を中心とするものを除く。)	17	8	2	0	1	6	4	63	
	(100)	(41)	(0)	(0)	(0)	(58)			
食品小売業	` <sup>′</sup> 879	365	` '	1	ົ່ າ	508	311	57	60
友廷会拟口小古米				7	2			_	00
各種食料品小売業	614	264		3			241	59	
野菜・果実小売業	2	1				0	0	78	
食肉小売業(卵・鳥肉を除く。)	1	0				0	0	77	
く <u>。)</u> 卵・鳥肉小売業									1111
鮮魚小売業	8	7				0	2	97	
酒小売業									
								4.5	
菓子・パン小売業	6	2 87		0	0	4	1	45	
コンビニエンスストア	238	87	0	0	0	151	63	50	
その他の飲食料品小売業(コンビニエンスストアを除く。)	11	2	О	1		8	3	45	
	(100)	(25)	(0)	(2)	(0)	(73)			7
外食産業	525	129	0	) A	2	386	160	43	50
食堂・レストラン(麺類を中	020	120	U	U		300	100	70	30
心とするものを除く。)	204	37		3	0	164	80	42	
食堂・レストラン(麺類を中心とするものに限る。)	64	9		1	0	55	13	29	
居酒屋等	42	7		0	0	34	23	46	
	23	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		Ž	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	19			
喫茶店		4		Ž	Ņ		5	•	
ファーストフード店	103	49	0	0	1	52	16	55	<u> </u>
その他の飲食店(ファースト フード店を除く。)	13	2		0	0	11	3	32	
持ち帰り・配達飲食サービス 業(給食事業を除く。)	28	7		0	0	20	6	41	
来(稲良争果を除く。) 給食事業	19	1		1	0	13	7	47	
沿海旅客海運業	10					10		71	h
内院水軍業									
内陸水運業									ļ
結婚式場業	3 28	1	<b>.</b>	0		2 16	1	54	<u> </u>
旅館業	28	10	0	2	0	16	6	53	

<sup>※</sup> 発生抑制の実施量は、事業者毎に平成19年度発生原単位から令和元年度発生原単位を差し引き、 その差異に食品廃棄物等の発生量と密接な関係をもつ値を乗じた値により推計。

<sup>※</sup> 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

# 食品リサイクル法で規定している食品循環資源の再生利用の用途別の内訳

食品廃棄物等多量発生事業者における、食品リサイクル法で規定する再生利用の用途別の実施量の内 訳は、飼料が8,834千 t (77%) と最も多く、次いで肥料が1,639千 t (14%)、メタンが497千 t (4%)、油脂及び油脂製品が381千 t (3%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が45千 t 、きのこ 類の栽培のために使用される固形状の培地が41千 t 、エタノールが4千 t の順となっている。

年度 令和元年度 (定期報告) ※ 各項目の上段() 内の数値は、食品リサイクル法で規定している 用途別の実施量の合計に占める割合である。

				食品	リサ	イクル	ル法で規定	<b>目して</b>	ている月	用途別	の実	施量			
区分	合言		肥	料	飼	料	きのこ類の 栽培のため に使用され る固形状の 培地	,	「タン	油脂油脂	製品	炭化は製造る燃料が選択	され 科及 元剤	エノ・	タール
A D + 45-1	(100)	t	(14)	千t	(77)	千t	千 t (0)	(4)	千t	(3)	千t	(0)	千t	(0)	千t
食品産業計	11,4			1,639		8,834	4		497		381		45	` _	4
食品製造業	(100)		(14)	1 405	(79)	0 614	(0) <b>4</b> (	(4)	456	(2)	252	(0)	26	(0)	2
部分肉・冷凍肉製造業	10,8	90 40		1,495 28	•	3,614 78	40		430		253 30		36		<u>ა</u>
<u> </u>		05		15		62			1		25		1		
牛乳·乳製品製造業		80		15 22		50			7		-0		1		0
その他の畜産食料品製造業	6	12		117		440			0		0 53		2	b	
水産缶詰・瓶詰製造業		37		3		33			0		1				
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	3		3		0			0	1				ļ	
海藻加工業 塩干·塩蔵品製造業		37 7 12 42 63 10		0		7					0				
水産練製品製造業		12		3		7			0		1		0		
冷凍水産物製造業		42		7		34					1		0		
冷凍水産食品製造業		63		12 11		48 85			0		2 14		0	,	
その他の水産食料品製造業	1	10		11		85			0		14		0		
野菜缶詰·果実缶詰·農産保存 食料品製造業(野菜漬物を除く。)		55		39		14			2		0		0		
野菜漬物製造業		26		18		8			0						
しょうゆ製造業		72 2 7		9		62			0		1		0	,	
味そ製造業		2		1		1			0				0		
ソース製造業		7		5		1			1		1				
食酢製造業		4		2		2			0						
その他の調味料製造業		64 41		44		16 29			2		0		1		0
甘しゃ糖製造業		41 93		109			(	ار							3
てん菜糖製造業				2		593							^		
砂糖精製業 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造		24		<u> </u>		21									
	2	35		12		218					6		0		
	1-	41		20		89	12	2		<b></b>	20			t	0
小麦粉製造業	1,3	85		20 3 6 15		1,375		3		1	20 0			·····	
その他の精穀・製粉業		17		6		11			0	<b>1</b>				<u> </u>	
パン製造業 菓子製造業	2	29 41		15		210 82			2	Ī	1		1	<u> </u>	0
菓子製造業	1	41		46		82	(	)	9		3		1		
動植物油脂製造業(食用油脂加工業を除く。)	3,2	58		92	;	3,096	(	3			63				
食用油脂加工業	3	98		17		372			0		8		1		
でん粉製造業	5	11		14		496			0	<u> </u>					
麺類製造業		72		15		52			1		4		1	<b>.</b>	0
豆腐・油揚製造業 あん類製造業		01 1		36 0		150 1		3	4		4		0	ļ	0
冷凍調理食品製造業		78		35		30		···	10	İ	3	h	0	β	
そう菜製造業		94		58		30 26 78			6	<b></b>	4	h	1	β	0
すし・弁当・調理パン製造業	1:	26		39		78			5	•	4		0	D	0
そう菜製造業 すし・弁当・調理パン製造業 レトルト食品製造業		26 5 86		4		0		1	5 1	1	0 4		n	ļ	
他に分類されない食料品製造業	2	86		150		116	2	2	12	<b>.</b>	4		3		0

	<b></b>	<b></b>	<b></b>	<b></b>	Ţ	<b></b>	<b></b>	· <b>p</b> ······
清涼飲料製造業(茶、コーヒー、 果汁など残さが出るものに限る。)	476		63	1	40		12	:
清涼飲料製造業(その他)	19 2 391	7	2	0		0	6	(
果実酒製造業	2	2	0		0		0	
ビール類製造業	391	4	385	3	0			
清酒製造業	6 556				0 347	0		(
単式蒸留焼酎製造業	556	94	114		347		1	(
蒸留酒・混成酒製造業(単式蒸 留焼酎製造業を除く。)	34	3	50		1		0	(
製茶業	<u>2</u> 11		0					
コーヒー製造業	(100)	(41)	/20\	/1\	(9)	/O\	(2)	/ \
食品卸売業	51	21	(39)	(1) 1	4		(2)	(-)
米麦卸売業・雑穀卸売業	6	1	2	1	0	3		
野菜卸売業・果実卸売業	11	9	2		0		0	
生鮮魚介卸売業	6 4	0	6			0		
食肉卸売業 その他の農畜産物・水産物卸	4	0	2		0	1	0	
その他の農畜産物・水産物卸	2	2			0	n		
売業 食料・飲料卸売業(飲料を中	_							
食料・飲料卸売業(飲料を中	14	5	5		3		0	(
心とするものに限る。)								
食料・飲料卸売業(飲料を中 心とするものを除く。)	8	3	3		1	0	0	
	(100)	(27)	(41)	(0)	(8)	(22)	(2)	(0)
食品小売業	365			` '	* *	7	` '	` ′
各種食料品小売業	264	90	120	J	21	28	6	
野菜・果実小売業	1	1	0		ļ	0		
食肉小売業(卵・鳥肉を除								
( ) mar 12 m	0	0	0			0		
く。) 卵・鳥肉小売業								
鮮魚小売業	7	0	7			0		
洒小売業								
菓子・パン小売業	2	0	1		0	0	0	
コンビニエンスストア	2 87	7	20		9	0 49	1	
コンビニエンスストア その他の飲食料品小売業(コン	2	T	0		0	1	^	
ビニエンスストアを除く。)			ŭ		Ŭ	•	U	
<b>小食産業</b>	(100)	(19)	(40)	(0)	(5)	(35)	(1)	(0)
	129	24	52	0	7	45	1	(
食堂・レストラン(麺類を中	37	7	13		3	14	0	
心とするものを除く。) 食堂・レストラン(麺類を中								
心とするものに限る。)	9	3	3		1	2	0	(
	7	1	1	<b></b>	1	1	0	
四月 <u>年</u> 喫茶店	1	, ,	) 1	<b></b>	, ,	0	٨	
	40	1	21	<b></b>	n n	20	l	
ファーストフード店 その他の飲食店(ファースト	49	4		<b></b>	l			
フード店を除く。)	2	0	0		0	1	0	
フード店を除く。) 持ち帰り・配達飲食サービス	7	1	3		0	3	0	
辛(経谷虫芋た贮/ \	,			I	<b>.</b>			
業(給食事業を除く。)	1	1	7		Λ	1		
給食事業 沿海旅客海運業	4	1	2		0	1	U	
給食事業 沿海旅客海運業 内陸水運業	4	1	2		0	1		
給食事業 沿海旅客海運業	4	1	2		0	0		

<sup>※</sup> 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。